

## 事務局説明資料(四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング)

---

2022年10月5日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

## 前回ディスクロージャーワーキング・グループの議論の概要

- 本年6月に公表された「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、サステナビリティ情報等の非財務情報開示の充実や、金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、四半期決算短信に「一本化」する方向で見直すことについて、取りまとめ
- 今後、同ワーキング・グループにおいて、四半期決算短信への「一本化」の具体化に向けた課題等について、更なる検討を実施

主な 検討事項	四半期開示	<p>四半期決算短信への「一本化」の具体化に向けた課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無</li> <li>● 四半期決算短信の開示内容</li> <li>● 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントの手段</li> <li>● 四半期決算短信に対する監査法人によるレビューの必要性</li> <li>● 半期報告書に対する監査法人の保証のあり方 等</li> </ul>
	サステナビリティ 開示	サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割の明確化 等

## おわりに

以上が、当ワーキング・グループにおける審議結果である。今後、本報告を踏まえ、サステナビリティやコーポレートガバナンスに関する開示などに関して、金融庁等において早急に制度整備等を行うことを期待する。

この制度整備は、これまで進展してきた企業の情報開示の姿勢を土台として、企業の未来への投資を適切に評価する魅力的な資本市場を構築するため、投資家が重視する中長期的な企業価値に関連する非財務情報の開示を制度面でも後押しし、企業と国内外の投資家との意思疎通を強化するものである。

また、企業の情報開示や投資家との対話に係る取組みが形式的なものに終始せず、実質的なものとなることが重要である。そのため、単に既存の開示制度に上乘せをするのではなく、情報の作成者、利用者双方の視点を踏まえ、適切かつ効率的な開示が行われる制度となることにも配意した。

こうした企業情報の開示の環境整備や企業と投資家による建設的な対話等を通じて、中長期的な企業価値向上につながる資本市場が構築されることが望まれる。

また、サステナビリティ開示に関する企業や投資家の実務的準備に資するロードマップ、SSBJの役割の明確化、四半期決算短信への「一本化」の具体化に関する課題等については、当ワーキング・グループにおいて更なる検討を進める必要がある。

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

## Ⅱ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(抄)＜閣議決定(2022年6月7日)＞

- 四半期開示については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、四半期決算短信に「一本化」することとし、本年内に具体策を検討することが示されている

### 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(抄)＜閣議決定(2022年6月7日)＞

#### Ⅵ. 個別分野の取組

##### 4. 金融市場の整備

###### (1) 四半期決算短信

金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に「一本化」することとし、具体策を本年内に検討した上で、関連法案を提出する。

### 新しい資本主義実行計画工程表(抄) (2022年6月7日)

#### Ⅵ. 個別分野の取組

2022年度		2023年度	2024年度	2025～2027年度
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会		
金融市場の整備				
金融商品取引法上の四半期報告書を廃止し、四半期決算短信に一本化すべく、具体策を検討。		関係法案の提出		

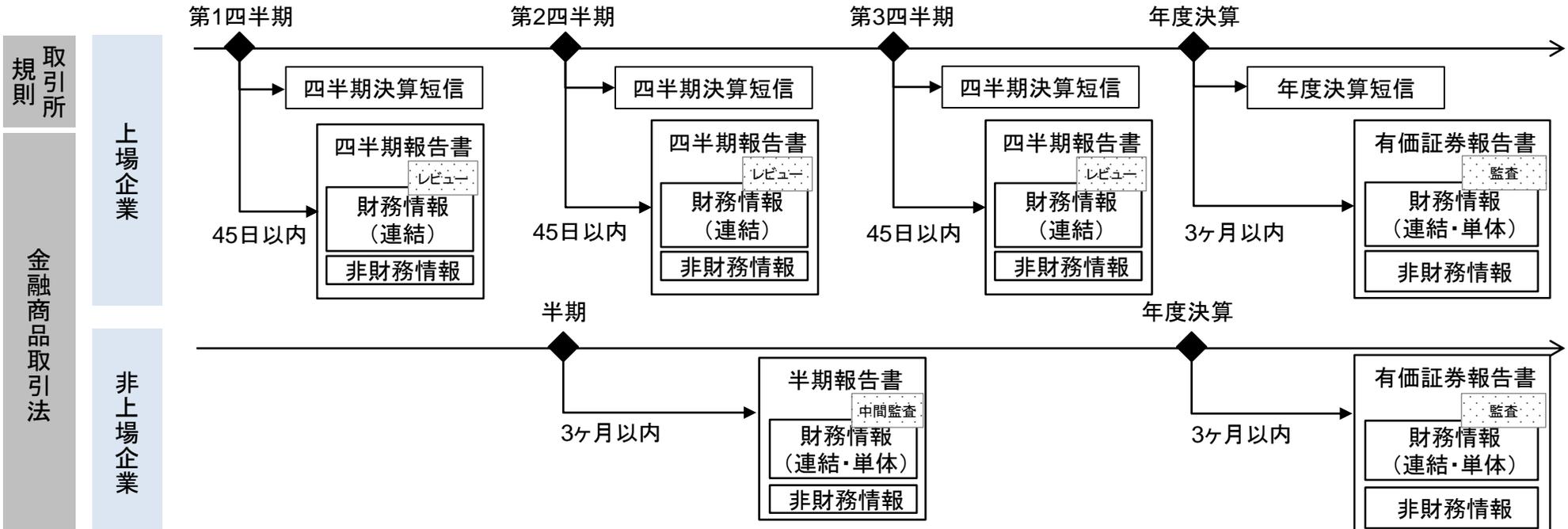
## 四半期決算短信と四半期報告書の「一本化」

- 前回ディスクロージャーWGでは、開示のタイミング、投資家の利用状況、企業の積極的な開示姿勢の後押し等の観点から、法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信へ「一本化」することが提言。加えて、具体的な課題として以下が示されている

➤ 四半期開示の見直しに係る具体的な課題

- 全部又は一部の上市企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無
- 四半期決算短信の開示内容
- 四半期決算短信の監査法人によるレビューの有無
- 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント確保の手段
- 半期報告書の記載事項及び監査法人の保証のあり方

### 現行の開示制度(四半期、半期、年度)



# 目次

---

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

### A) 四半期決算短信の義務付けの有無

### B) 適時開示の充実

### C) 四半期決算短信の開示内容

### D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

### E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

### F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

- 前回ディスクロージャーWGでは、四半期開示の義務付けや任意化について様々な意見があった

### 四半期開示の義務付けに関する意見

- 四半期開示は中長期の経営戦略の進捗状況を確認する上で有用
- 開示頻度を後退させることは、海外からの投資に水を差すほか、日本の資本市場の質の低下や、機関投資家と個人投資家との情報格差の拡大の懸念もあり、慎重な検討が必要ではないか
- 非財務情報は財務情報を補完するものであって代替するものではない。そのため、非財務情報の充実が財務情報を後退させる理由にはなりにくい
- 3月決算が多い日本企業が四半期開示を止めると、海外で一番重要な12月期に日本企業が情報発信しなくなり、日本の市場の地盤沈下につながるおそれがある
- 今後の検討に当たっては、日本市場の情報開示が全体として後退することがないように、また、後退したという印象を持たれることもないように注意する必要がある

### 四半期開示の任意化に関する意見

- 四半期開示が新規上場を目指す会社の障壁となっているなどの事情があるなら、一部の市場について任意化することも一案
- 企業価値に影響がある事項は適時開示で対応しており、四半期開示が中長期的な企業価値の判断に有用か必ずしも明らかではない
- 開示負担軽減等の観点から、プライム市場上場企業を含め四半期開示を任意化すべきとの意見もある

## 主要国の資本市場における四半期開示の取扱い

- 四半期開示について、米国では義務化が継続されているが、欧州では任意化されている(ドイツでは、取引所規則によりプライム市場の四半期開示を継続)

ニューヨーク 証券取引所 	26.8兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>1970年、四半期開示を導入</li> <li>2018年8月、<b>トランプ大統領</b>は、四半期開示について、<b>SECに見直しの検討を指示</b></li> <li>現在に至るまで、<b>四半期開示を継続</b></li> </ul>
NASDAQ 	22.4兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在に至るまで、<b>四半期開示を継続</b></li> </ul>
ロンドン 証券取引所 	3.6兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>英国では2014年、フランスでは2015年に<b>四半期開示を任意化</b><sup>(注2)</sup></li> <li>英国ではFTSE100の6割超が<b>四半期開示を継続(うち約半数が要約財務諸表を開示)</b></li> </ul>
ユーロ ネクスト <sup>(注1)</sup> 	6.7兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>フランスではユーロネクスト・パリのA・B部の約8割が<b>四半期開示を継続</b></li> </ul>
フランクフルト 証券取引所 	2.2兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年に法令上の<b>四半期開示を任意化</b><sup>(注2)</sup></li> <li>ただし、<b>取引所規則によりプライム市場上場企業について、四半期開示を継続(DAX40構成銘柄の32社が要約財務諸表を開示)</b></li> </ul>
上海証券 取引所 	7.4兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>2002年から法令上の四半期開示を義務付け</li> </ul>
香港 取引所 	5.0兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>メインボード上場企業について、四半期開示を推奨(義務付けはなし)</li> <li>取引所規則により新興企業向け市場上場企業について、四半期開示を義務付け</li> </ul>
シンガポール 取引所 	0.7兆 ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年から四半期開示を任意化</li> <li>監査人が不適正意見等を表明した企業については、四半期開示を義務付け</li> </ul>

(注1)金額は、各市場の上場企業(国内企業)の時価総額(2022年3月末時点)。ユーロネクストの時価総額には、傘下の取引所の合計

(注2)英国、ドイツ、フランスは、2004年にEU透明性指令により上場企業に対して四半期開示が義務化されたことを受けて、それぞれの国内法において義務付け。その後、2013年に同指令の改正による四半期開示の義務付け見直しを受けて、それぞれの国内法において開示義務を見直し。なお、英国、フランスは、アニュアルレポートで非財務情報の大幅な拡充を行った際、四半期開示義務を見直し。財務情報の開示は任意

## シンガポールにおける四半期開示の経緯

- シンガポールでは、四半期開示を任意化した上で、監査人が不適正意見等を表明した企業については、四半期開示を求めている

- 2003年 時価総額7,500万シンガポールドル以上の企業に四半期開示義務付け
- 2020年2月 原則として四半期開示を任意化(半期報告との選択可能)

現在のシンガポール取引所の規則



- 以下のいずれかの選択制として、四半期開示を任意化
  - ①四半期開示(要約財務情報の開示)
  - ②半期報告(要約財務諸表の開示) ①で要約財務情報を開示しない場合は半期報告が必要

※監査又はレビューを受けた場合は報告書を添付。受けていない場合はその旨記載。
- ただし、以下の場合には四半期開示義務あり(開示内容、監査又はレビューは上記と同様)<sup>(注1)</sup>
  - A) 監査人が直近の財務諸表に、
    - ① 不適正意見、限定意見を付したとき又は意見不表明としたとき
    - ② 重要な不確実性ありとの意見を表明したとき
  - B) 規制上の懸念を理由に取引所が求めたとき

シンガポール取引所が四半期開示を求めている社数(2022年7月31日時点)※上場会社数718社(2022年9月22日時点)

- 監査上の懸念があって、規制上の懸念を理由に取引所が開示を求めている会社:4社
- 規制上の懸念を理由に取引所が開示を求めている会社:8社
- 監査上の懸念があり開示を求めている会社:85社

(注1)四半期開示義務が生じた場合に、1年間の猶予期間がある  
(出所)シンガポール取引所ウェブサイトより金融庁作成

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

### A) 四半期決算短信の義務付けの有無

### B) 適時開示の充実

### C) 四半期決算短信の開示内容

### D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

### E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

### F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

## 適時開示のあり方(金融審議会ディスクロージャーWG報告(抄)(2022年6月13日))

- 積極的な適時開示により、幅広い資金を取り込むことができる環境を確立することができれば、必ずしも一律に四半期開示を求めなくても、投資家に充実した情報が提供されることになるとの指摘もある

### 2. 適時開示のあり方

取引所における企業情報の開示の枠組みとしては、業務執行を決定する機関が、一定の事項を行うことを決定した場合や一定の事実が発生した場合等に開示を求める適時開示の枠組みがある。

投資判断にとって重要な情報の適時開示を求めるこうした枠組み(いわゆるtimely disclosure)は主要国の取引所共通にみられるが、日本では取引所が開示すべき事項や重要性基準を定める細則主義を取っているのに対し、欧米では原則主義を取り、企業がより自主的に適時開示を行う事項を判断している。

こうした中、我が国の上場企業の中には過度に「間違いのない開示」を指向し、  
・ 投資判断に重要と見込まれる情報でも「細則」に該当しない場合、開示に消極的  
・ 経営環境が不透明で、「細則」への該当性が不明確な場合、開示に消極的  
といった事例がみられるとの指摘がある。

例えば、2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時には、決算発表時期の到来前に適時開示を行った日本企業は1割程度であった。その後、2020年度第1四半期決算においては半数以上の企業において相当な業績のインパクトが生じていた。

また、ロシア・ウクライナ情勢について、事業活動や経営成績に及ぼす影響やリスクの説明に関する積極的な開示が要請されている中、これまでのところ日本企業の開示例は少数にとどまっている。

以上を踏まえると、投資家の投資判断上、よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されるよう、取引所において適時開示の促進を検討すべきである。その検討に当たっては、適時開示のエンフォースメントのあり方についても整理することが期待される。

投資家は、リスク情報等について前広な開示を求める傾向にあることから、情報の作成者と利用者との間に生じている「期待ギャップ」の解消にも取り組んでいくことが望まれる。

日本企業がより積極的に適時開示を行い、企業の取り巻く環境変化を踏まえた経営方針、収益への影響の可能性等を市場参加者に伝えることで、海外の機関投資家を含む幅広い資金を取り込むことができる環境を確立することができれば、必ずしも一律に四半期開示を求めなくても、投資家に充実した情報が提供されることになるとの指摘もある。

## 四半期以外の適時開示(国際比較)

- 日本(東証)では、経済界の要請を踏まえ、開示対象や重要性基準を定める細則主義を採用
- 一方、米国や英国では、原則主義に基づき、企業が開示すべき事項や重要性を判断している

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ
根拠	取引所規則	取引所規則	開示透明性規則	AMF一般規則	有価証券取引法
規定内容	投資判断に重要な影響を及ぼす決定事実又は発生事実について、決定又は発生次第直ちに開示	証券市場に重要な影響を与えることが想定されるニュース又は情報を速やかに公表	自らに直接関係する内部情報(金融商品の価額等に重大に影響を及ぼす可能性が高い未公表の情報)を可能な限り速やかに公表	全ての企業は、Article621-1(内部情報に関する規定)に定義された情報に関して迅速に公表	金融商品の国内発行者は、遅滞なく、発行者に直接関係する内部情報を開示
開示対象	具体的に規則で 列挙	なし	なし	なし	なし
重要性基準	重要性の判断基準を規定  ※ 売上高で1割以上、利益で3割以上の影響を及ぼす場合など	なし	なし	なし	なし

# 適時開示・臨時報告書・インサイダー取引規制の比較

□ 適時開示の開示該当事由は、基本的にインサイダー取引規制と揃えられている

	適時開示	臨時報告書	インサイダー取引規制 <sup>(注1)</sup>
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上場会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券報告書提出会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上場会社の役職員等</li> </ul>
該当事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>業務執行を決定する機関が、一定の事項を行うこと・行わないことを決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資本金の減少、株式等の無償割当、剰余金の配当等</li> </ul> </li> <li>● <b>重要事実の発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害に起因する損害、上場廃止の原因となる事実の発生等</li> </ul> </li> <li>● <b>子会社における上記事象</b></li> <li>● <b>業績予想・配当予想の修正 等</b></li> </ul> <p>※上記の他、決算短信、四半期決算短信も適時開示に位置付けられている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有価証券の募集又は売出しが外国において行われるとき、その他公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 海外での有価証券発行</li> <li>➢ 親会社・主要株主の異動</li> <li>➢ 組織再編等</li> <li>➢ 代表取締役の異動</li> <li>➢ 重要な災害・訴訟</li> <li>➢ 株主総会における決議事項</li> <li>➢ 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>業務執行を決定する機関が、一定の事項を行うこと・行わないことを決定</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 資本金の減少、株式等の無償割当、剰余金の配当等</li> </ul> </li> <li>● <b>重要事実の発生</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害に起因する損害、上場廃止の原因となる事実の発生等</li> </ul> </li> <li>● <b>子会社における上記事象</b></li> <li>● <b>業績予想・配当予想の修正 等</b></li> </ul> <p>※上記区分ごとに、適時開示と同様の事項を規定</p>
目的趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記一定の事項に該当する場合に、適時の情報開示を求めるもの(投資者の投資判断に資する情報の提供、インサイダー取引の未然防止<sup>(注2)</sup>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記一定の事項に該当する場合に、遅滞なく情報開示を求めるもの(投資者の投資判断に資する情報の提供)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上記一定の事項の情報開示を求めるものではなく、当該事項が未公表の場合に、会社関係者等の売買等を禁止するもの</li> </ul> <p>※当該情報を適時開示することによって、インサイダー取引規制は解除</p>
罰則等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上場規程違反による特設注意銘柄への指定、改善報告書提出、公表措置、違約金の請求のほか、有価証券報告書等の虚偽記載に該当し、重大な場合は上場廃止措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金</li> <li>● 課徴金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金</li> <li>● 課徴金</li> </ul>

(注1)重要情報の公表の仕方についてはフェア・ディスクロージャー・ルールがあり、重要情報は、特定の投資家だけではなく、幅広い投資家への公平な情報提供が求められている(金商法第27条の36)

(注2)川口恭弘「投資判断に影響を及ぼす会社情報—適時開示規制、臨時報告書制度、インサイダー取引規制、FDルールの比較検討」『企業金融・資本市場の法規制』(商事法務)において、昭和63年の証券取引法改正によるインサイダー取引規制の整備の際、「インサイダー取引の未然防止という観点から適時開示の重要性が一段と認識されることとなった」との記載あり

(参考)該当事由には、軽微基準が定められているものもある

# 適時開示・インサイダー取引規制の軽微基準の比較

## □ 適時開示の「軽微基準」は、基本的にインサイダー取引規制の「軽微基準」と同程度のものが規定

		適時開示 <sup>(注1)</sup>	インサイダー取引規制 <sup>(注2)</sup>
決定事実の例	新製品又は新技術の企業化	✓ 新事業を開始する事業年度以降の3事業年度における新事業による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満、かつ、新事業の開始のための特別支出額合計額が最近事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満	
	業務上の提携	✓ 提携予定日の属する事業年度以降の3事業年度における業務提携による売上高の増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満、かつ、以下の場合にはそれぞれの基準に該当すること ▶ (資本提携を伴う場合で相手方の株式等を新たに取得するとき)取得価額が、最近事業年度末日の純資産額と資本金額の多い額の10%未満 ▶ (資本提携を伴う場合で相手方によって新たに株式等を取得されるとき)取得される予定株式数が発行済株式総数の5%以下 ▶ (合併会社設立を伴うとき)[新会社の総資産の予想帳簿価額×出資比率]が純資産の30%未満、かつ、[新会社の予想売上高×出資比率]が売上高の10%未満	
	固定資産の譲渡又は取得	✓ 資産の減少額又は増加額が最近事業年度末日の純資産の30%未満	
発生事実の例	主要取引先との取引停止	✓ 取引停止日の属する事業年度以降の3事業年度における取引停止による売上高の減少額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満	
	債務免除等の金融支援	✓ 債務免除等の額が最近事業年度の末日における債務の総額の10%未満 ✓ 連結経常利益の増加見込額が連結経常利益金額の30%未満 ✓ 連結当期純利益の増加見込額が親会社株主に帰属する当期純利益金額の30%未満	
	資源の発見	✓ 資源採掘等の開始事業年度以降の3事業年度における資源利用する事業による売上高増加額が、いずれも最近事業年度の売上高の10%未満	
業績予想	✓ 連結売上高: 変動率上下10%未満 ✓ 連結営業利益・連結経常利益: 変動率上下30%未満 ✓ 親会社株主に帰属する当期純利益: 変動率上下30%未満 ・連結財務諸表作成会社における個別業績予想の修正等が次に該当する場合 ✓ 売上高: 変動率上下10%未満 ✓ 経常利益: 以下のいずれかに該当する場合 ▶ 変動率上下30%未満 ▶ 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差: 0.05未満 ✓ 当期純利益: 以下のいずれかに該当する場合 ▶ 変動率上下30%未満 ▶ 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差: 0.025未満 ※ 配当予想、配当予想の修正は軽微基準なし(修正の場合、適時開示が必要)	✓ 売上高: 変動率上下10%未満 ✓ 経常利益: 以下のいずれかに該当する場合 ▶ 変動率上下30%未満 ▶ 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差: 0.05未満 ✓ 純利益: 以下のいずれかに該当する場合 ▶ 変動率上下30%未満 ▶ 変動幅/前事業年度末日の(純資産額)と(資本金の額)の差: 0.025未満 ✓ 剰余金の配当: 変動率上下20%未満	

(注1) 東京証券取引所 有価証券上場規程、適時開示に関する実務要領

(注2) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令

## 四半期以外の適時開示①(コロナ拡大時の開示の状況)

- 2020年の新型コロナウイルス感染症拡大時、決算発表時期の到来前に適時開示を行った企業は、1割程度

### 取引所における対応

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に及ぼす影響について、感染防止を優先したうえで、積極的かつ速やかな開示を要請(2020年2月10日)
- 新型コロナウイルス感染症に係るリスク情報の早期開示を要請(2020年3月18日)

### 開示状況

- 新型コロナウイルス感染症の影響について、決算発表時期(※3月期決算会社の通期決算及び12月期決算会社の第1四半期決算。おおむね4月下旬～5月中旬)の到来前に、適時開示を行った企業は、全体の1割程度
- その後の決算発表時期(2020年4月下旬～5月)においては、足元の影響の有無や内容について記述的に説明する事例が増加したものの、リスク情報として開示した事例は1割程度にとどまったほか、3月期決算会社の半数以上が業績予想の開示を見送り(例年は、通期決算の発表時に9割以上の企業が業績予想を開示)
- 3月期決算会社の第1四半期決算(2020年7月下旬～8月)においては、半数以上の会社が前年同四半期比で30%以上の減益となった旨を開示(多くの会社で相当の業績インパクトが発生)

## 四半期以外の適時開示②(ウクライナ情勢の開示の状況(1))

- ロシア・ウクライナ情勢について、事業活動や経営成績に及ぼす影響やリスクの説明に関する積極的な開示が要請されている

### 取引所における対応

- ロシア・ウクライナ情勢が事業活動・経営成績に及ぼす影響やリスクの丁寧な説明を要請(2022年3月9日、17日)
- ロシア・ウクライナ情勢の影響に関する開示事例を提供(2022年3月17日、6月3日)

### 開示状況

- 現在のロシア・ウクライナ情勢を踏まえ、欧米の企業では影響の有無やリスクへの対応等に関する積極的な情報開示が行われはじめているが、日本企業の開示例は少数(2022年3月時点)

#### 【海外における開示例】

- Deutsche Bank(ニューヨーク・フランクフルト上場)  
「Deutsche Bank reports very limited Russia exposure」(2022年3月9日)
  - リスク軽減の取組みや責任者による現状認識、ロシア・ウクライナ向け貸付金残高・比率等について開示
- British American Tobacco(ニューヨーク・ロンドン上場)  
「Russia Business Update and Revised Guidance」(2022年3月11日)
  - ロシアでの事業継続断念、ロシア・ウクライナの収益割合、業績見通しの修正について開示

## 四半期以外の適時開示③(ウクライナ情勢の開示の状況(2) 開示事例)

□ 日本企業の中にも、ロシア・ウクライナ情勢の影響について開示している事例が見られる

株式会社日立製作所(2022年3月10日公表)

### 「ウクライナおよびロシアにおける事業について」※抜粋

ウクライナには、日立グループのGlobalLogic社(米国本社)のエンジニアリング拠点がありますが、同拠点の従業員および家族は、事業継続計画に基づき、安全を最優先としてウクライナの安全な場所や他国への避難を進めています。また、従業員の移動中はサービスが一部滞ることもありましたが、徐々に顧客とのプロジェクトを再開しており、通常のオペレーションを取り戻しつつあります。ソフトウェアエンジニアリングサービス事業の性質上、従業員はパンデミックが生じた際の対応と同様、遠隔地から業務を遂行することができ、現在、同社のオペレーションに大きな影響は生じていません。

また、ロシアにおける事業については、日立グループは当面の間、ロシアへの輸出およびロシアにおける製造拠点の稼働(市民生活に欠かせない電力設備を除く)を順次停止していくこととしました。

なお、日立グループのロシア向け売上収益は、2022年3月期連結売上収益見通し10兆円に対して約0.5%で、その過半が建設機械事業です。また、GlobalLogic社のウクライナにおける開発拠点が担う売上収益は、2022年3月期連結売上収益見通しの約0.3%です。

現時点で、ウクライナおよびロシアの情勢変化による当社の2022年3月期の業績への大きな影響はない見通しです。当社では、すでに立ち上げている対策本部を中心に、引き続き状況を注視した上で適切な対応を行っていきます。今後の情勢の変化に伴い、当社業績に大きな影響が見込まれる場合は、速やかにお知らせします。

- ロシア・ウクライナ両国における事業の状況と今後の対応方針について開示
- 公表済みの業績予想について、ロシア・ウクライナに関連する収益が占める割合を示して影響度を説明

## 四半期以外の適時開示④(ウクライナ情勢の開示の状況(2) 開示事例)

### □ 海外におけるロシア・ウクライナ情勢の影響に関する開示例

#### Deutsche Bank AG(ドイツ、銀行業)

(2022年3月9日)

##### 「Deutsche Bank reports very limited Russia exposure」 (ロシア向けエクスポージャーが限定的であることを報告)※抜粋

Deutsche Bank has reduced its Russian exposure and local footprint significantly since 2014, with further reductions in the past two weeks. “Our direct exposures are currently very limited and tightly managed. Second- and third-order effects of the current situation, including sanctions and cybersecurity risk, are being carefully evaluated and monitored,” said Stuart Lewis, Chief Risk Officer and Member of the Management Board.

Credit exposures to Russia and Ukraine account for a very small portion of the bank’s overall loan portfolio and are protected by a number of risk mitigants. These include offshore collateral and financial guarantees, while market risk exposures have been significantly reduced prior and subsequent to Russia’s invasion of Ukraine.

As of December 31, 2021, the bank’s credit exposure to Russia and Ukraine was as follows:

- Net loan exposure to Russia of € 0.6 billion after taking account of guarantees and asset collateral. Gross loan exposure was € 1.4 billion, around 0.3% of the overall loan book. The bank’s net exposure comprises:
  - € 0.5 billion to large Russian companies with material operations and cashflow outside Russia (€ 1.1 billion gross), booked offshore and with de minimis onshore exposure
  - € 0.1 billion from loans to subsidiaries of large multinational companies (€ 0.3 billion gross), predominantly guaranteed by parent companies, of which around 50% booked offshore
- Net loan exposure to Ukraine of € 42 million (€ 0.6 billion gross)
- The vast majority of Deutsche Bank’s derivative exposure to Russia has been unwound. The remaining exposure presents no material credit risk as the bank has a net liability position
- Offshore loans to counterparties with a Russian connection by the wealth management business were adequately collateralised, and the collateral is not linked to Russia

- リスク軽減の取組みや責任者による現状認識について説明
- ロシア・ウクライナ向け貸付金残高の状況や貸付金全体に占める割合を具体的に開示

#### British American Tobacco p.l.c.(英国、製造業)

(2022年3月11日)

##### 「Russia Business Update and Revised Guidance」 (ロシア事業に関するアップデート及び業績見通しの修正)※抜粋

Building on our announcement of 9th March 2022, we have now completed the review of our presence in Russia. The context is highly complex, exceptionally fast-moving and volatile.

We have concluded that BAT’s ownership of the business in Russia is no longer sustainable in the current environment.

Today, we have initiated the process to rapidly transfer our Russian business in full compliance with international and local laws. Beyond continuing to pay our 2,500 employees, we will do our utmost to safeguard their future employment.

Upon completion, BAT will no longer have a presence in Russia.

Following our decision today, and in light of the continuing uncertainty related to Ukraine and Russia and the possible indirect impact on the rest of the Group, we consider it prudent to revise our guidance for full year 2022. We now expect constant currency Group revenue growth of 2% to 4% and Mid-Single Figure constant currency adjusted diluted EPS growth. In 2021, Ukraine and Russia accounted for 3% of Group revenue and a slightly lower proportion of adjusted profit from operations.

- ロシアにおける事業に関して、継続可能ではないとの認識を開示
- 業績見通しを修正するとともに、ロシア・ウクライナ両国が収益に占める割合の実績を明示

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

# 四半期開示の内容

□ 日本では四半期決算短信においても、比較可能性が高い形で情報提供が行われている

欧州における  
自主的な  
四半期開示

- 四半期開示を任意化した欧州では、各社が独自の様式で情報を公表
- 各社がそれぞれのウェブサイト等で公表

A社

当社の四半期の業績

売上〇〇  
(内訳: ■部門〇〇、  
▲部門〇〇)

※ 純利益記載なし

B社

当社の要約財務諸表

要約損益  
計算書

日本の  
四半期開示  
制度

- 情報の比較可能性を担保する観点から、企業が公表する情報を可能な限り標準化
- 金融庁のEDINETや取引所のTDnetを通じた開示を求めている

四半期決算短信参考様式(要請事項)

□ 四半期第1号参考様式【日本基準】(連結)

\*\*\*年\*月期 第\*四半期決算短信【日本基準】(連結) \*\*\*年\*\*月\*\*日

上場会社名 ○○○○○株式会社 上場取引所 東・名・福・札  
コード番号 \*\*\*\* URL http://  
代表者 (役職名) ○○○○○○○○○○ (氏名) ○〇 ○〇  
問合せ先責任者 (役職名) ○○○○○○○○○○ (氏名) ○〇 ○〇 (TEL) \*\* (\*\*\*\*) \*\*\*\*  
四半期報告書提出予定日 \*\*\*年\*\*月\*\*日 配当支払開始予定日 \*\*\*年\*\*月\*\*日  
四半期決算補足説明資料作成の有無 :  有  無  
四半期決算説明会開催の有無 :  有 (〇〇向け)

(注) 百万円未満は四捨五入

1. \*\*\*年\*月期第\*四半期の連結業績 (\*\*年\*\*月\*\*日～\*\*\*年\*\*月\*\*日)

(1) 連結経営成績(累計) (%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
***年*月期第*四半期								
***年*月期第*四半期								

(注) 包括利益 \*\*\*年\*月期第\*四半期 百万円(%) \*\*\*年\*月期第\*四半期 百万円(%)

	1株当たり 四半期純利益		潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益	
	円	銭	円	銭
***年*月期第*四半期				
***年*月期第*四半期				

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
***年*月期第*四半期			
***年*月期			

(参考) 自己資本 \*\*\*年\*月期第\*四半期 百万円 \*\*\*年\*月期 百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	期末	合計
	円	銭	円	銭	円
***年*月期					
***年*月期					
***年*月期(予想)					

(注) 直前に公表されている配当予想からの修正の有無 :  有  無

四半期連結財務諸表(要請事項)

四半期連結  
損益計算書

四半期連結  
貸借対照表

## 四半期決算短信の簡素化の経緯

- 2016年ディスクロージャーWGでは、四半期決算短信について、速報としての性格に比した作成・公表の事務負担や四半期報告書の記載内容との重複に係る指摘を踏まえ、速報性の観点から、整理・合理化を提言
- 取引所は、上記提言等を踏まえ、四半期決算短信について、以下の見直しを実施(2017年4月から適用)。見直し後も、四半期連結財務諸表及び主な注記の記載を要請

項目	見直し前	見直し後
主要な経営指標の様式 (サマリー情報)	義務	要請
四半期連結財務諸表 及び主な注記	要請	要請だが、後日開示することも可能 (投資判断を誤らせるおそれがない場合)
投資判断に有用な追加情報 (経営成績に関する定性的な記載等)	積極的な記載を要請	要請を取り止め

※ 上記のほか、業績予想については、多様な記載例を例示するとともに、四半期レビューは不要であることを明確化

## 四半期決算短信と四半期報告書の比較(非財務情報)

- 四半期決算短信の内容は、四半期報告書の記載事項と比較し、「事業等のリスク」、「経営上の重要な契約等」、「研究開発活動の状況」に重要な変更があった場合の記載などが求められていない。これらの情報は、臨時報告書や適時開示においても、記載が求められていない

	四半期決算短信 (取引所規則) ※要請事項	四半期報告書 (金融商品取引法)	臨時報告書 (金融商品取引法)	適時開示 (取引所規則)
企業の概況	サマリー情報(業績予想含む)	主要な経営指標等の推移	—	—
	—	事業の内容 (重要な変更があった場合のみ)	—	—
事業の状況	継続企業の前提に関する重要事象等 (存在する場合のみ)	事業等のリスク (重要な変更があった場合のみ) <sup>(注)</sup>	—	—
	—	経営上の重要な契約等 (重要な変更があった場合のみ)	※ ただし、提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(数値基準あり)が発生した場合、記載が求められる	※ ただし、合併等の組織再編行為や、重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行うことについて決定した場合又は生じた場合、記載が求められる
	—	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析(キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ)		
	—	研究開発活動の状況 (重要な変更があった場合のみ)		
提出会社の状況	—	株式等の状況	—	
	—	役員の状況 (重要な変更があった場合のみ)	—	—

以下の場合に記載を要する

- (注) - 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合  
 - 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合  
 - 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

## 四半期報告書における主な開示例(非財務情報)

- 四半期報告書のみで求められている主な非財務情報の開示例(これらは、臨時報告書においても、開示が求められていない)

### 第2 事業の状況

#### 事業等のリスク

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

なお、ウクライナ情勢に関して、当社は、ロシア、ウクライナの両国に事業拠点を有しておりませんが、世界的なエネルギー価格の上昇、金融市場への影響、サプライチェーンの混乱などが、当社の業績に影響を与える可能性がありますので、状況を注視してまいります。

#### 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発活動の金額は、〇円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約は次のとおりであります

##### シンジケートローン契約

当社は、〇年〇月〇日開催の取締役会において、A銀行、B銀行をエージェントとして、金融機関〇行との間で、シンジケートローン契約を締結することを決議し、〇月〇日付で締結しました。詳細は、「第4 経理の状況 要約第四半期連結財務諸表注記 7. 金融資産及び金融負債」をご参照ください

##### 吸収分割契約

当社は、当社の完全子会社である〇分割準備株式会社(以下「分割準備会社」)に対して当社の全事業(但し、当社と〇株式会社との経営統合に関して当社が締結した契約に係る契約上の地位その他吸収分割契約において定める権利義務を除きます。)を承継させる吸収分割を行うため、分割準備会社との間で、〇年〇月〇日付で吸収分割契約を締結しております。この度、〇年〇月〇日開催の取締役会において、当該吸収分割の効力発生日を〇年〇月〇日から〇年〇月〇日に変更することを決議し、同日付で、当該変更を目的とする吸収分割契約変更契約を締結しました。

##### 完全子会社による株式交換契約

...

#### MD&A

## 四半期決算短信、四半期報告書の比較(財務情報)

- 四半期決算短信(第1・第3四半期)では、四半期報告書で開示される財務情報のうち、例えば、セグメント情報、キャッシュフローの情報(減価償却費等)などの注記が要請されていない

		四半期 決算短信	四半期 報告書			四半期 決算短信	四半期 報告書
本表	四半期貸借対照表	○	○	主な注記	四半期キャッシュ・フロー 計算書関係	—	○
	四半期損益計算書	○	○		株主資本等関係	○	○
	四半期キャッシュ・フロー 計算書	—	○ (2Qのみ) <sup>(注1)</sup>		金融商品関係	—	○ <sup>(注2)</sup>
主な注記	継続企業の前提	○	○		有価証券関係	—	○ <sup>(注2)</sup>
	連結・持分法適用の範囲の変更	○	○		デリバティブ取引関係	—	○ <sup>(注2)</sup>
	会計方針の変更	○	○		企業結合関係	—	○
	四半期特有の会計処理	○	○		収益認識関係	—	○
	連結範囲外の子会社等 (重要なもの)	—	○		セグメント情報	—	○
	追加情報	—	○		1株当たり情報	—	○
	四半期貸借対照表関係	—	○		重要な後発事象	—	○
	四半期損益計算書関係	—	○				

(注1) 第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。)及びのれんの償却額を注記する。

(注2) 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。一方、IFRSでは、これらにかかわらず注記が必要(IAS第34号16A)。

## 四半期財務諸表に関する会計基準等

- 「四半期財務諸表に関する会計基準」(ASBJが策定)や「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(内閣府令)等では、四半期財務諸表の作成に係る会計処理や本表(B/S,P/L等)の作成方法、注記の記載事項等が定められている

### 四半期財務諸表に関する会計基準(ASBJ)

#### 目次等

- |  |  |
|--|--|
| <p>目的<br/>会計基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・範囲</li> <li>・用語の定義</li> <li>・四半期財務諸表の範囲等             <ul style="list-style-type: none"> <li>四半期財務諸表の範囲</li> <li>四半期財務諸表等の開示対象期間</li> </ul> </li> <li>・四半期連結財務諸表の作成基準             <ul style="list-style-type: none"> <li>会計処理</li> <li>開示</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・四半期個別財務諸表の作成基準             <ul style="list-style-type: none"> <li>会計処理</li> <li>開示</li> </ul> </li> <li>・適用時期等</li> <li>...</li> </ul> |
|--|--|

#### 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

#### 目次

- 四半期貸借対照表
- 四半期損益計算書
- 四半期キャッシュ・フロー計算書
- ...

#### 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

#### 目次

- 四半期連結貸借対照表
- 四半期連結損益計算書
- 四半期連結キャッシュ・フロー計算書
- ...

「本化」後の位置付けを検討する必要

### 【参考】中間財務諸表関連

#### 中間財務諸表等の作成基準 (企業会計審議会)

- ・
- ・
- ・

#### 内閣府令

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

- ・
- ・

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)

- ・
- ・

# 四半期報告書における主な開示例(財務情報)

## □ 四半期報告書のみで求められている、主な財務情報(注記)の開示例

### 第4 経理の状況

#### キャッシュ・フローに関する情報(注記事項)

##### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自 ○年○月○日 至 ○年○月○日)	当第1四半期連結累計期間 (自 ○年○月○日 至 ○年○月○日)
減価償却費	××,×××百万円	××,×××百万円
のれんの償却額	×××	×××

#### セグメント情報(注記事項)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 ○年○月○日 至 ○年○月○日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

⋮

(単位:百万円)

	報告セグメント						計
	○事業	○事業					
		○事業	○事業	○事業	○事業	○事業	
売上高							
顧客との契約から生じる収益	×××,×××	××,×××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××	
外部顧客への売上高	×××,×××	××,×××	×,×××	×,×××	×,×××	×,×××	
セグメント間の内部売上高又は振替高	×,×××	×,×××	×,×××	×	××	×,×××	
計	×××,×××	××,×××	××,×××	×,×××	×,×××	×,×××	
セグメント利益又はセグメント損失(△)	××,×××	×,×××	×,×××	×××	×××	×,×××	

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益計算書 計上額(注) 3
	新領域事業	計				
	○事業					
売上高						
顧客との契約から生じる収益	×,×××	×,×××	××	×,×××	—	×××,×××
外部顧客への売上高	×,×××	×,×××	××	×,×××	—	×××,×××
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	×,×××	××	×,×××	×,×××	—
計	×,×××	×,×××	××	×,×××	×,×××	×××,×××
セグメント利益又はセグメント損失(△)	×,×××	×,×××	××	×,×××	×××	××,×××

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、○事業です。重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益に含めて表示しています。
2. セグメント利益又はセグメント損失の調整額○百万円は、各セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない○に係る費用です。
3. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

II 当第1四半期連結累計期間(自 ○年○月○日 至 ○年○月○日)

...

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

## 四半期レビュー制度の導入の経緯

- 米国において四半期財務諸表に四半期レビューが導入されていることを踏まえ、我が国においても、2006年の金融商品取引法による四半期報告制度の導入の後、2007年に、「四半期財務諸表に関する会計基準」とともに「四半期レビュー基準」を設定することで、四半期レビュー制度を導入
- 「四半期レビュー基準」は、国際的なレビュー基準との整合性が図られている

### 金融審議会金融分科会第一部会 ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告(2005年6月28日)抄

米国においては、四半期財務諸表について、積極的に四半期財務諸表の適正性を証明する監査ではなく、四半期財務諸表に誤りは認められないといった形での保証手続(「レビュー」)が導入されており、我が国においてもその導入を図っていくことが適切である。このため、四半期財務諸表についてのレビュー手続に係る保証基準の整備が図られるべきである。

### 四半期レビュー制度の導入

- 2006年6月:証券取引法改正により成立した「金融商品取引法」により、四半期報告制度を導入
- 2007年3月:企業会計基準委員会(ASBJ)において「四半期財務諸表に関する会計基準」を策定  
企業会計審議会において「四半期レビュー基準」を策定
- 2008年4月:四半期報告制度が施行

### 国際的なレビュー基準との整合性

我が国の「四半期レビュー基準」は、国際監査・保証基準審議会(IAASB)が年度の監査人が行う期中財務情報に係るレビューについて2005年に公表した国際レビュー業務基準(ISRE)第2410号を参考として作成された。その後、国際監査基準の改訂等を踏まえ、改訂を実施している。

## 諸外国の四半期レビューの義務付けの状況

- 米国では、法定開示で四半期報告書と四半期レビューが義務付けられている。ドイツでは、四半期開示は取引所規則で義務付けられているものの、四半期レビューは任意となっている(なお、四半期開示が任意となっている英国、フランスでは、四半期レビューは求められていない)

	米国 (Form 10-Q)	ドイツ (フランクフルト証券取引所プライム市場)	英国、フランス				
開示義務	義務あり	義務あり	義務なし				
四半期開示 の開示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● MD&amp;A</li> <li>● 内部統制に関する経営者の意見</li> <li>● リスク情報 等</li> </ul>	<p>原則Quarterly Statement提出 Quarterly Financial Reportを代替的に提出することも可</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Quarterly Statement</th> <th>Quarterly Financial Report</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響</li> <li>● 上場会社の財政状態および業績に関する説明</li> <li>● 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● マネジメント・レポート</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	Quarterly Statement	Quarterly Financial Report	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響</li> <li>● 上場会社の財政状態および業績に関する説明</li> <li>● 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● マネジメント・レポート</li> </ul>	<p>任意</p> <p>※ 英国では、FTSE100の6割超が四半期開示を継続(うち約半数が要約財務諸表を開示)</p>
Quarterly Statement	Quarterly Financial Report						
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 期中における上場会社の重要な取引や出来事と、その影響</li> <li>● 上場会社の財政状態および業績に関する説明</li> <li>● 開示済みの将来情報に関する重要な変更があった場合、その旨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要約財務諸表</li> <li>● マネジメント・レポート</li> </ul>						
レビューの 要否	<p>必要だが、四半期レビュー報告書の添付は不要</p> <p>※ 仮に、四半期報告書にレビューを受けたことを記載した場合、添付が必要 (SEC Regulation S-X 10-01(d))</p>	<p>不要</p> <p>7社(DAX40構成銘柄)</p>	<p>不要</p> <p>32社(DAX40構成銘柄) うちレビュー有6社</p>				
エンフォース メント	<p>SEC提出書類(10-Q)に重要な虚偽記載があった場合</p> <p>&lt;個人&gt; 20年以下の懲役又は500万ドル以下の罰金(併科あり)</p> <p>&lt;法人&gt; 2500万ドルの罰金 (証券取引法33条)</p>	<p>※ 内部情報について適時で正確な開示が行われなかった場合</p> <p>20万ユーロ以下の額の罰金 (有価証券取引法26条、120条)</p>	<p>※ 内部情報について適時で正確な開示が行われなかった場合に制裁金あり</p>				

(注1)DAX指数構成銘柄のうち、ポルシェのみジェネラル上場企業であるため、集計対象外とした

II

D

# 四半期決算短信と四半期報告書の開示タイミングの差

□ 半数以上の上場企業において、四半期決算短信の開示から四半期報告書の提出までの日数が5日以内となっており、両書類の開示のタイミングは近接。ただし、四半期決算短信を比較的早期(決算期末後30日以内)に開示した企業においても、四半期報告書の提出までは一定の日数がかかっている企業が多い

## 四半期決算短信の開示日と四半期報告書の提出日の日数差(2022年3月期第1四半期)

日数差	割合	社数
0日	29.0%	668社
1~5日	30.9%	710社
6~10日	24.0%	552社
11~15日	14.4%	332社
16~20日	1.4%	32社
21日以上	0.3%	6社

## 両書類の提出日の分布(2022年3月期第1四半期)

(※)マス目内の数字は、社数

四半期 短信	① ~30日	② 31~35日	③ 36~40日	④ 41日~期限
④ 41日~期限	0	0	0	694
③ 36~40日	0	0	331	354
② 31~35日	0	36	100	120
① ~30日	32	41	250	334
	① ~30日	② 31~35日	③ 36~40日	④ 41日~期限

## 四半期レビューのイメージ

3月末 6月末 7月中旬 8月中旬

提出会社 (3月決算)

監査人

四半期決算処理

四半期報告書

四半期レビュー報告書

四半期レビュー手続

- 四半期レビューは期末監査よりも省略された手続であるが、上場会社は毎四半期末日後45日以内に四半期報告書を提出する義務があるため、それまでに四半期レビューを終わらせる必要。
- 3月決算会社は第1四半期が6月末に終了、多くの企業で四半期決算処理が7月中旬に終了、7月中旬から8月上旬まで第1四半期レビュー手続が行われている。
- 同様に、多くの企業で第2四半期レビューは10月中旬~11月上旬頃、第3四半期レビューは1月中旬~2月上旬頃に手続が行われている。

(出所) 東証上場企業の第1四半期決算短信・第1四半期報告書(2022年3月期)をもとに、金融庁にて試算。四半期報告書は45日が期限(45日目が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日が提出期限)。四半期決算短信は、遅くとも金融商品取引法に基づく四半期報告書の提出までに開示

四半期レビューのイメージ、スケジュールは、日本公認会計士協会ウェブサイトより金融庁作成

- 31 -

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

## 虚偽記載の責任

- 四半期決算短信の虚偽記載の責任については、取引所規則の制裁措置が課されており、法定開示書類の虚偽記載の責任については、金融商品取引法の罰則が課されている

	取引所規則	金融商品取引法		
	四半期決算短信	四半期報告書	半期報告書	臨時報告書
虚偽記載 に対する 責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>特設注意市場銘柄の指定<sup>(注1)</sup></li> <li>改善報告書及び改善状況報告書の提出</li> <li>公表措置</li> <li>上場契約違約金(最高9,120万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事罰:5年以下の懲役又は500万円以下の罰金(併科あり)、会社に対しては5億円以下の罰金</li> <li>課徴金:300万円又は時価総額の10万分の3のいずれか高い方</li> <li>民事責任(立証責任が企業側に転換されている等)</li> </ul>		
監査法人 の関与	レビュー不要	レビュー必要	中間監査必要	レビュー無

(注1) 上場廃止にまでは至らなかった銘柄のうち、内部管理体制に問題があり、改善の必要性が高いと取引所が判断した銘柄を指定。特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券等の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後などに内部管理体制の状況等について記載した「内部管理体制確認書」を速やかに提出することが義務づけられ、原則1年以内に内部管理体制が改善されなかった場合は、上場が廃止される。

## 虚偽記載に係る課徴金納付命令及び取引所のエンフォースメント

- 課徴金納付命令勧告の対象となった開示書類の虚偽記載は、1年以上にまたがる事例が多数であるが、第1・第3四半期のみを対象とする事例も存在（四半期報告制度導入のきっかけの一つとなった四半期決算短信の虚偽記載事案は、第3四半期の1四半期会計期間に係る虚偽記載であった）
- 取引所において、上場企業への審査の結果、複数のエンフォースメントを実施

### 虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告の対象書類と件数 （2016年7月1日から2022年6月30日までを対象）

- 第1・第3四半期の四半期報告書のみを対象とした件数 1件  
（1四半期会計期間に係る虚偽記載に対して課徴金納付命令勧告）
- 有価証券報告書や複数年度・第2四半期の四半期報告書を含めた件数 39件

### 決算短信の不公正開示<sup>（注1）</sup>に係る取引所のエンフォースメントの状況 （2018年1月1日～2022年8月31日までを対象）

- 特設注意市場銘柄の指定 11件（※1）
- 改善報告書及び改善状況報告書の提出 31件
- 公表措置 29件
- 上場契約違約金 10件

※1 うち1件は、特設注意市場銘柄指定後、内部管理体制が改善されなかったため、上場廃止

※2 上記措置を併用して実施することがあり、件数は重複を含む

（注1）東京証券取引所が、開示の時期の適切性、開示された情報の内容が虚偽ではないかなどの観点から審査し、「有価証券上場規程施行規則」第2編第4章第2節の規定に違反したものと認めたもの。  
（出所）開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告の実施状況、東京証券取引所ウェブサイト「上場会社への措置」より金融庁作成

## 米国の臨時報告書の記載事項

- 米国では、プレスリリース等で開示された登録者の事業や財務状況の結果に関する情報については、Form 8-K(臨時報告書)により開示することが求められている

### Form 8-K (臨時報告書)における記載事項

#### INFORMATION TO BE INCLUDED IN THE REPORT

#### Section 1 - Registrant's Business and Operations

#### Item 2.02 Results of Operations and Financial Condition.

- (a) If a registrant, or any person acting on its behalf, makes any public announcement or release (including any update of an earlier announcement or release) disclosing material non-public information regarding the registrant's results of operations or financial condition for a completed quarterly or annual fiscal period, the registrant shall disclose the date of the announcement or release, briefly identify the announcement or release and include the text of that announcement or release as an exhibit.

## I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要

## II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング

A) 四半期決算短信の義務付けの有無

B) 適時開示の充実

C) 四半期決算短信の開示内容

D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無

E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

F) 半期報告書・中間監査のあり方

## III. ご議論いただきたい事項

# 半期報告書の概要

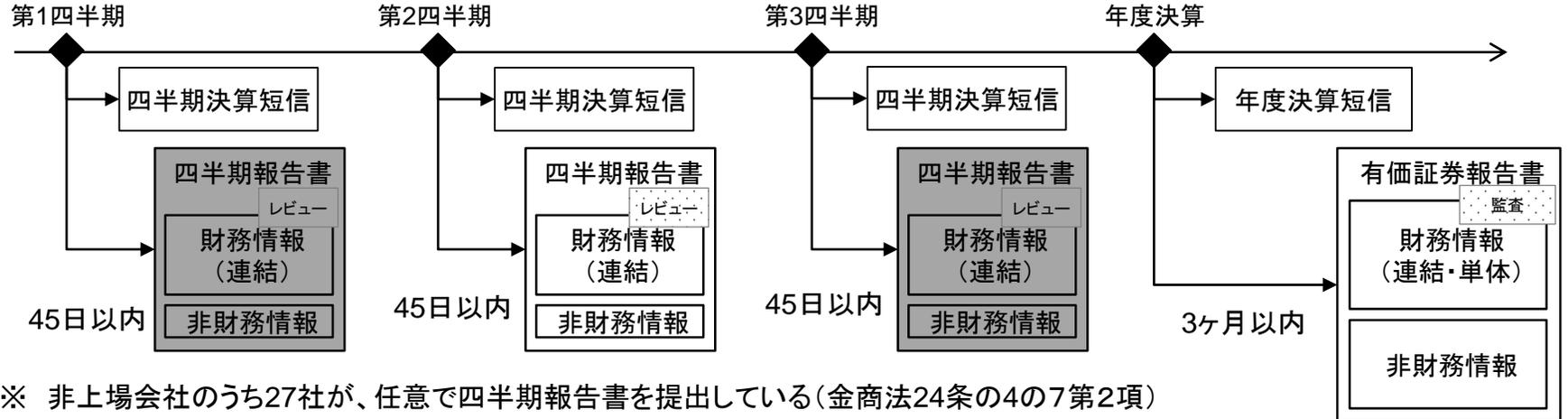
- 有価証券報告書を提出する非上場企業（資金調達のために過去に有価証券届出書を提出した企業等）は、金融商品取引法により中間監査を受けた半期報告書の提出が求められている
- 上場企業について、法令上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止に伴い、第2四半期（半期報告書）の開示のあり方（開示内容、レビュー、中間監査）について検討が必要

導入の経緯

- 1971年、証券取引法改正により、投資者に対する企業情報の開示の頻度を高めるため半期報告書制度が導入
- 2006年、証券取引法改正による四半期報告制度の新設に伴い、半期報告書の提出企業は、有価証券報告書提出会社のうち、四半期報告書の提出義務者以外の者とされた

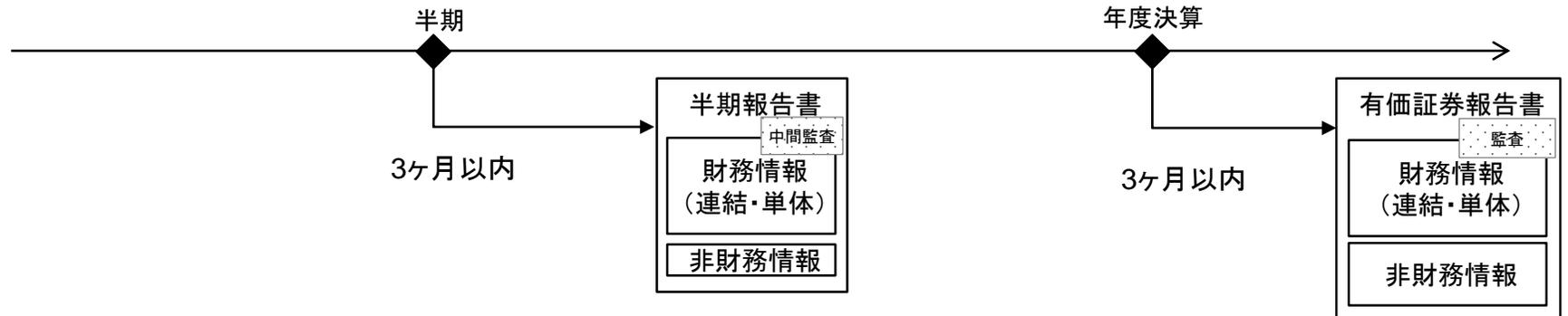
取引所規則

上場企業等※



金融商品取引法

非上場企業



# 半期報告書と第2四半期報告書の比較(非財務情報)

- 半期報告書と第2四半期報告書の非財務情報の開示事項は、一部(青色部分)を除き、概ね、同様のものとなっている

## 半期報告書(金融商品取引法)

## 第2四半期報告書(金融商品取引法)

	半期報告書(金融商品取引法)	第2四半期報告書(金融商品取引法)
企業の概況	主要な経営指標等の推移(半報:半期3期分+年度2年分、第2四半報:四半期2期分+年度1年分)	
	事業の内容(重要な変更があった場合のみ)	
	関係会社の状況(ただし、異動があった場合) 主要な関係会社の異動の状況 (「事業の内容」に記載)	主要な関係会社の異動の状況 (「事業の内容」に記載)
	従業員の状況	従業員の状況(従業員数に著しい変更があった場合) (「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」に記載)
事業の状況	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (重要な変更があった場合のみ)	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (重要な変更があった場合のみ、 「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」に記載)
	事業等のリスク(重要な変更があった場合のみ)(※)	
	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析	
	経営上の重要な契約等 (重要な変更があった場合のみ)	
	研究開発活動	研究開発活動 (重要な変更があった場合、 「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」に記載)
設備の状況	主要な設備の状況(重要な異動があった場合)	主要な設備の状況に関し、著しい変動があった場合や、計画に著しい変更があった場合、「財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析」に記載
	設備の新設、除却等の計画(重要な変更があった場合)	
提出会社の状況	株式等の状況	
	役員の状況(異動があった場合のみ)	

(注) 以下の場合に記載を要する

- 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
- 前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象が存在する場合

## 半期報告書と第2四半期報告書の比較(財務情報)

- 半期報告書の財務情報は、有価証券報告書の財務情報に近い内容となっており、第2四半期報告書の財務情報に加え、単体財務諸表やリース取引の注記等が追加されている

		連結財務諸表		単体財務諸表	
		半期報告書	第2四半期報告書	半期報告書	第2四半期報告書
※連結財務諸表を作成している会社を前提					
本表	貸借対照表、損益計算書		○		
	株主資本等変動計算書	○	—	○	
	キャッシュ・フロー計算書		○ (2Qのみ) <sup>(注1)</sup>		
主な注記	継続企業の前提	○	○	○	
	重要な会計方針等	○	— <sup>(注2)</sup>	○	
	追加情報	○	○	○	
	貸借対照表、損益計算書、 キャッシュ・フロー計算書、株主資本等関係	○	○ <sup>(注3)</sup>	○	—
	リース取引関係	○	—	○	
	金融商品、有価証券等関係	○	— <sup>(注4)</sup>	○	
	ストック・オプション等関係	○	—	○	
	収益認識関係	○	○ <sup>(注5)</sup>	○	
	セグメント情報等	○	○	○	
	重要な後発事象	○	○	○	

(注1) 第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。)及びのれんの償却額を注記する。

(注2) 重要な会計方針等については、変更があった場合に注記を行う。

(注3) 四半期については、一部項目に限定。なお、四半期の株主資本に著しい変更があった場合は記載が必要。

(注4) 企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。

(注5) 四半期報告書では、収益を分解した情報のみ注記が必要。半期報告書では、これに加えてその他の注記事項も重要な変動がある場合は記載が必要。

## 四半期レビュー、中間監査、年度監査制度の比較

- 四半期レビュー基準は国際的な監査基準との整合性が図られており、四半期レビュー手続は、中間監査や年度監査と比較して、簡素化された手続きとなっている
- 中間監査は、日本独特の監査制度となっている<sup>(注1)</sup>

	四半期レビュー	中間監査	年度監査
保証水準	● 限定的保証	● 合理的保証	● 合理的保証
手続	保証水準の違い(限定的保証・合理的保証)に応じた手続を実施		
	● 質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続からなり、これらは年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続	● 中間監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、中間財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、当該発見リスクの水準に対応した適切な監査手続 ● 発見リスクの水準を年度監査より高めに決定することができる	● 監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施
手続の概要	● 質問、分析的手続、その他の四半期レビュー手続に限定 <sup>(注4)</sup>	● 中間監査の水準に応じた運用評価手続 <sup>(注2)</sup> 及び実証手続 <sup>(注3)</sup> ● 年度監査と比して省略した監査手続が可能 <sup>(注5)</sup>	● 年度監査の水準に応じた運用評価手続 <sup>(注2)</sup> 及び実証手続 <sup>(注3)</sup>
証明文言	● 適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する結論の表明(消極的形式)	● 有用な情報を表示しているものと認められるかどうかに関する意見の表明(積極的形式)	● 全ての重要な点において適正に表示しているかどうかに関する意見の表明(積極的形式)

(注1) 八田進二・町田祥弘共著[2013]「逐条解説で読み解く 監査基準のポイント」(同文館出版) P.183

(注2) 重要な虚偽表示を防止又は発見・是正する内部統制について、その運用状況の有効性を評価するために立案し実施する監査手続(質問、観察、記録や文書の閲覧、再実施等)をいう。

(注3) 実証手続は、重要な虚偽表示を看過しないよう立案し実施する監査手続をいい、分析的実証手続と詳細テスト(実査、立会、確認、証憑突合等)により構成される。

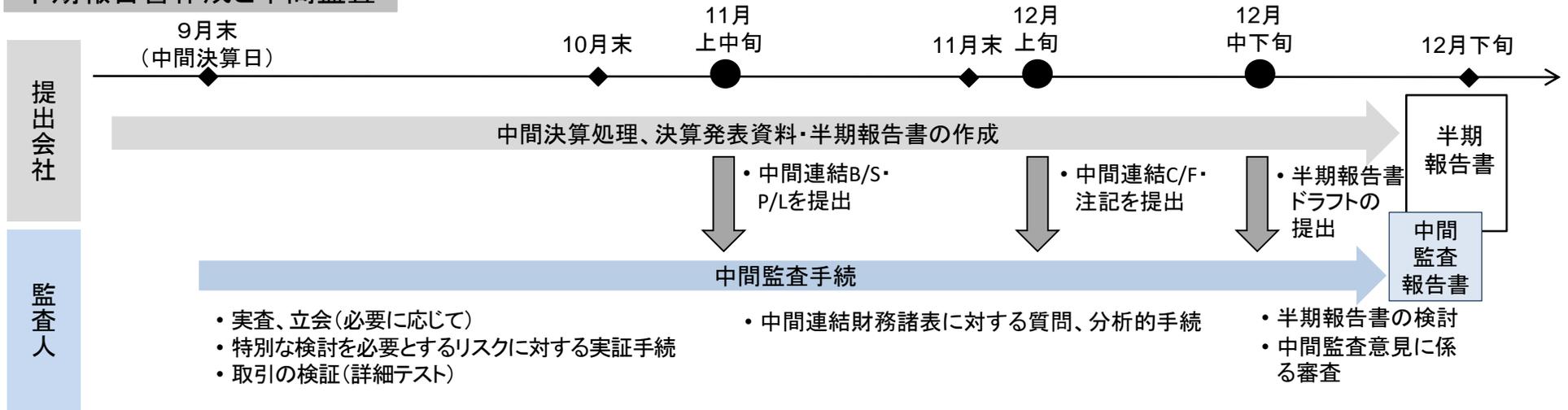
(注4) 通常、内部統制の運用評価手続や実査、立会、確認、証憑突合、質問に対する回答についての証拠の入手及びその他の実証手続に基づく証拠の入手は要求されていない。

(注5) ただし、中間監査の発見リスクの水準を年度監査の発見リスクの水準よりも高くすることができないと判断した場合、分析的な手続等を中心とする監査手続に加えて必要な実証手続を適用。発見リスクの水準によっては実証手続として実査、立会、確認等が実施されることもある。

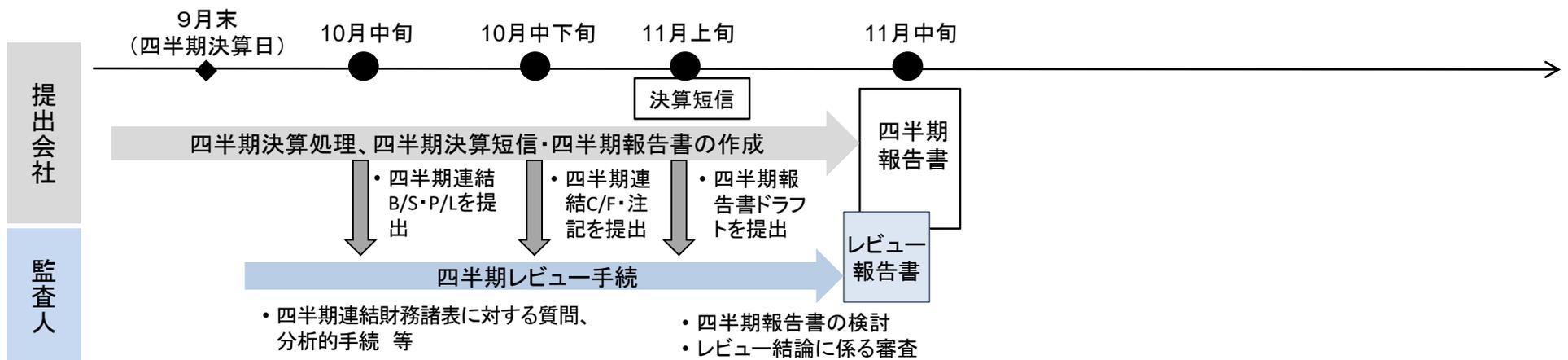
# 半期報告書作成と中間監査等のスケジュールのイメージ

- 企業(3月決算)における半期報告書作成及び中間監査のスケジュールと、四半期報告書作成及び四半期レビューのスケジュールは、以下のイメージ

## 半期報告書作成と中間監査



## 第2四半期報告書作成と四半期レビュー



# 諸外国の期中報告の開示内容・保証状況・エンフォースメント

- 欧州(英、仏、独)では半期の期中報告が求められており、レビューについては、制度上の要否にばらつきがある中で多くの企業が実施。なお、虚偽に対するエンフォースメント手段も確保

	米国	イギリス	フランス	ドイツ
半期報告書の提出義務	なし <第2四半期報告書を提出>	あり (開示透明性規則4.2.2)	あり (通貨金融法典L451-1-2)	あり (有価証券取引法115条)
開示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>要約財務諸表</li> <li>MD&amp;A</li> <li>内部統制に関する経営者の意見</li> <li>リスク情報 等</li> </ul> (Form10-Q)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要約財務諸表</li> <li>期中マネジメントレポート(下記を含める必要)               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 期間中に発生した重要な事象と要約財務諸表への影響</li> <li>▶ 後半6ヶ月間における主要なリスクと不確実性</li> <li>▶ 期間中における関連当事者取引</li> </ul> </li> <li>責任者によるステートメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要約財務諸表</li> <li>期中マネジメントレポート(左記イギリスと同様)</li> <li>責任者によるステートメント</li> <li>法定監査人による限定的監査に関する報告書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要約財務諸表</li> <li>期中マネジメントレポート(左記イギリスと同様)</li> <li>責任者によるステートメント</li> </ul>
監査・レビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期:必要(監査又はレビュー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要</li> <li>※ 監査又はレビューを受けた場合は報告書を添付。受けていない場合はその影響を記載</li> <li>FTSE100の90%がレビューあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要(レビュー)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要</li> <li>※ 監査又はレビューを受けた場合は報告書を添付。受けていない場合はその旨を記載</li> <li>DAX40構成銘柄の85%(34社)がレビューあり</li> </ul>
提出期限	四半期終了後45日以内 (早期提出会社は40日以内)	上半期末後3ヶ月以内	上半期末後2ヶ月以内	上半期末後2ヶ月以内
エンフォースメント	SEC提出書類(10-Q)に重要な虚偽記載があった場合 <個人> 20年以下の懲役又は500万ドル以下の罰金(併科あり) <法人>2500万ドルの罰金 (証券取引法33条)	制裁金(虚偽記載した者に対して、当局が企業の売上高等を勘案して決定) (FCA Decision Procedure and Penalties Manual 6)	訂正命令、制裁金(違反した者に対して、150万ユーロ又は実現した利益の10倍を超えない額) (通貨金融法典L621-15,18)	罰金(半期報告書を開示しない者に対して、20万ユーロ以下の額) (有価証券取引法120条)

# 諸外国の期中報告の開示例

## HSBC Holdings plc (英国) (2022年8月1日)

業績に関する定性的な情報を記載

### Financial summary

	Page
Use of alternative performance measures	29
Adjusted performance	29
Significant items	29
Foreign currency translation differences	29
Changes to presentation from 1 January 2022	29
Future accounting developments	29
Summary consolidated income statement	30
Income statement commentary	31
Net interest income	31
Tax expense	33
Summary consolidated balance sheet	34
Balance sheet commentary compared with 31 December 2021	35

### Use of alternative performance measures

Our reported results are prepared in accordance with IFRSs as detailed in the interim page 104.

### Risk

To measure our performance with non-IFRSs measures, performance measures and presented in accordance with IFRSs and derived from our period-on-period comparison measure used throughout the report.

	Page
Key developments in the first half of 2022	59
Areas of special interest	59
Credit risk	63
Treasury risk	89
Market risk	97
Insurance manufacturing operations risk	99

We recognise that the primary role of risk management is to protect our customers, business, colleagues, shareholders and the communities that we serve, while ensuring we are able to support our strategy and provide sustainable growth.

The implementation of our business strategy, which includes our business transformation plans, remains a key focus. As we implement change initiatives, we actively manage the execution risks. We also perform periodic risk assessments, including against strategies, to help ensure retention of key personnel for our continued safe operation.

We aim to use a comprehensive risk management approach across the organisation and across all risk types, underpinned by our culture and values. This is outlined in our risk management framework, including the key principles and practices that we apply to manage risk. This framework supports our strategic decision making. It also supports a consistent approach to identifying, assessing, managing and reporting the risks we accept and incur in our activities. We continue to actively review and develop our risk management framework and enhance our approach to managing risk.

期間中のリスクの状況を記載

監査人のレビュー報告書を添付  
PL・BS等財務情報を記載

## Contents

### Overview

2	Highlights
4	Group Chief Executive's review
8	Our strategy
11	How we do business
13	Financial overview
18	Global businesses
25	Risk overview

### Interim management report

29	Financial summary
36	Global businesses
46	Geographical regions
56	Reconciliation of alternative performance measures
59	Risk
59	– Key developments in the first half of 2022
59	– Areas of special interest
63	– Credit risk
89	– Treasury risk
97	– Market risk
99	– Insurance manufacturing operations risk
102	Directors' responsibility statement

### Interim condensed financial statements

103	Independent review report to HSBC Holdings plc
104	Interim condensed financial statements
110	Notes on the interim condensed financial statements

(出所) 各社ウェブページより

## Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft (ドイツ) (2022年8月3日)

業績に関する定性的な情報を記載

### GROUP OVERVIEW

#### BMW Group occupies top position in premium segment – sales of electric vehicles rising rapidly

The unabated electrification of the BMW Group's product portfolio remains a key success factor for sales growth. Sales of BMW and MINI brand all-electric models grew particularly strongly, rising by 110.3% to 75,890<sup>1</sup> units in the first half of 2022 and therefore more than doubling compared to the same period one year earlier (2021: 36,087<sup>1</sup> units). Sales of BEV and PHEV models increased to 184,468<sup>1</sup> units, significantly up on the previous year (2021: 153,243<sup>1</sup> units; +20.4%). The proportion of electrified vehicles in total deliveries during the six-month period therefore climbed to 15.9% (2021: 11.4%; +39.5%).

However, ongoing supply bottlenecks for vehicle components worldwide and pandemic-related lockdowns in China meant that demand for BMW Group automobiles could not be fully met despite good order book levels. As a result, total deliveries of BMW, MINI and Rolls-Royce brand vehicles in the period from April to June 2022 decreased to 563,187<sup>2</sup> units, well down on the previous year's record second-quarter figure (2021: 702,441<sup>2</sup> units; –19.8%). During the first six months of the year,

## INTERIM GROUP MANAGEMENT REPORT

11	Financial Performance
11	General Economic Environment
12	Group Overview
16	Automotive Segment
22	Financial Services Segment
24	Other Entities Segment And Eliminations
25	Outlook, Risk and Opportunity Management
25	Outlook
29	Risk and Opportunity Management

### OUTLOOK, RISK AND OPPORTUNITY MANAGEMENT

The outlook presented in this half-year report as well as the comments on risk and opportunity management show the expected development of the BMW Group, including significant risks and opportunities, from a Group management perspective for the remainder of the financial year 2022. They contain forward-looking statements based on expectations and assessments that are subject to a substantial degree of uncertainty. Actual business developments could deviate both positively and negatively from the assumptions described below due to a broad range of factors, including unexpected changes in the economic, political and/or legal environment. Currently, potential causes of deviation include in particular the war in Ukraine and its potential geopolitical effects, the tight global supply situation for vehicle components and the further course of the coronavirus pandemic. In addition, rising inflation rates and interest rates are making conditions for consumers increasingly difficult. Further information is provided in the BMW Group Report 2022 (Outlook, from page 124 et seq. and Risk and opportunity management, from page 129 et seq.).

### OUTLOOK

#### International automobile markets

In light of the numerous adverse factors facing the sector, the outlook for the world's automobile markets for the full year 2022 has deteriorated further. The continuing limited availability of intermediate products and raw materials means that new vehicles continue to be in short supply. Rising inflation and interest rates are resulting in many markets in less favourable financing conditions for consumers, potentially reducing their willingness to spend. The outlook is further dampened by the global effects of the ongoing war in Ukraine and lockdowns in China. Taking all of these factors into account, the BMW Group currently expects the largest automobile markets to develop as follows in 2022:

	Change compared to previous year in %
USA	+2
Germany	-1
France	-2
Italy	-5
Spain	-6
United Kingdom (UK)	-9
China	-1
Japan	-8
South Korea	-6
Total	-6

期間中のリスクの状況を記載

PL・BS等財務情報を記載  
監査人のレビュー報告書を添付

## INTERIM GROUP FINANCIAL STATEMENTS

31	Income Statement for Group and Segments for the period from 1 January to 30 June
33	Condensed Statement of Comprehensive Income for Group for the period from 1 January to 30 June
34	Income Statement for Group and Segments for the period from 1 April to 30 June
36	Condensed Statement of Comprehensive Income for Group for the period from 1 April to 30 June
37	Balance Sheet for Group and Segments at 30 June 2022
41	Condensed Cash Flow Statement for Group and Segments for the period from 1 January to 30 June
42	Statement of Changes in Group Equity
44	Notes to the Group Financial Statements
72	Responsibility Statement by the Company's Legal Representatives
73	Review Report

# 目次

---

- I. 前回ディスクロージャーWGの議論の概要
- II. 四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミング
  - A) 四半期決算短信の義務付けの有無
  - B) 適時開示の充実
  - C) 四半期決算短信の開示内容
  - D) 四半期決算短信の監査人によるレビューの有無
  - E) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント
  - F) 半期報告書・中間監査のあり方
- III. ご議論いただきたい事項

四半期決算短信  
の義務付けの  
有無

- 上場企業に、四半期決算短信の作成・提出を一律に義務付けるか、あるいは、任意とする(義務付けを廃止する)か。
- 例えば、積極的な適時開示により投資家に充実した情報が提供される環境が確立できれば、必ずしも一律に四半期決算短信を求める必要はないとの考え方もあるが(ディスクロージャーWG報告(2022年6月13日)28ページ)、これについてどう考えるか。
- その他、義務付けの有無を検討するに当たって考慮すべきことはあるか。

## 適時開示の充実

- 投資家の投資判断上、よりタイムリーに企業の状況変化に関する情報が企業から開示されることが重要であるところ、適時開示の充実に向けて、どのような取組みが考えられるか。例えば、好事例の公表など取引所の取組みによる開示実務の促進や、エンフォースメントについて、どう考えるか。
- 投資家が真に必要とする情報を企業が積極的かつタイムリーに開示する姿勢を促していく観点から、現行の適時開示制度は、基本的にインサイダー取引規制に倣った事項が定められ、軽微基準もあり、細則主義的となっている点で課題があるとの意見があるが、これについてどう考えるか。

四半期決算短信  
の開示内容

- 四半期決算短信では、具体的にどのような非財務・財務情報の開示が必要か。特に、現行の四半期報告書に含まれていて四半期決算短信には含まれていない情報の開示について、どう考えるか。
- 例えば、現行の四半期報告書の記載事項のうち四半期決算短信に含まれていないものを、(四半期決算短信以外の)適時開示、あるいは臨時報告書の記載事項とすることについて、どう考えるか。

四半期決算短信  
に対する監査人  
によるレビューの  
有無

- 四半期決算短信に対する監査人によるレビューについては、情報の信頼性の確保や企業負担の観点から、義務付けをどう考えるか。
- 仮にレビューを一律義務付けない場合、企業の判断でレビューを任意で受けることができるようにすることについて、どう考えるか。また、会計不正が起こった場合や企業の内部統制の不備が判明した場合について、どう考えるか。
- 仮に、任意の場合も含めレビューを付ける場合、四半期決算短信の提出時期に遅れが生じる可能性があるが、どう考えるか。

## ご議論いただきたい事項③

四半期決算短信  
の虚偽記載に対  
するエンフォー  
ースメント

- 四半期決算短信に対するエンフォーースメントとして、現在は取引所による枠組みがあるが、今後のあり方について、どう考えるか。
- 四半期報告書の廃止に伴い、四半期開示の虚偽記載に対する刑事罰・課徴金によるエンフォーースメントが無くなることについて、どう考えるか(有価証券報告書・半期報告書・臨時報告書に対する刑事罰・課徴金は存置)。

半期報告書・  
中間監査のあり方

- 四半期報告書の廃止に伴い、上場企業の半期報告書の記載内容をどう考えるか。また、上場企業が半期報告書を提出することになることを踏まえて、半期報告書の提出時期をどう考えるか。
- 関連して、非上場企業の半期報告書の記載内容、提出時期についてどう考えるか。
- 半期報告書に対する保証について、現在はレビューと異なる中間監査が行われているが、上場企業が半期報告書を提出することを踏まえて、今後の保証のあり方についてどう考えるか。

その他

- 上記のほか、四半期開示の見直しにより、どのような事項を検討すべきか(四半期会計基準、四半期レビュー基準等)。